

## 産業建設委員長報告

産業建設委員長 藤田 茂男

産業建設委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、議案第28号「鳴門市営住宅条例の一部改正について」ほか議案3件及び請願2件であります。

当委員会は、3月4日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案4件については、いずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

また、請願2件については、お手元へ配付の請願審査結果報告書のとおりとなりました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

---

議案第28号「鳴門市営住宅条例の一部改正について」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い引用条項の整理を行うほか、用途廃止を行った堂浦第4団地及び塚鼻団地を一覧から削除するものでした。

委員からは、市営住宅全体に関して、用途廃止した場合の活用や売却などの計画はあるのかとの質疑があり、理事者からは、市営住宅の跡地活用や売却の方針は売却見込みや地域からの要望などを勘案し検討しており、今回の2団地については予定がないため、まちづくり課で管理する予定であるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

---

議案第30号「鳴門市水道事業給水条例の一部改正について」は、地方自治法第224条の規定により本市が施工する配水管の布設工事等に関し、その必要な費用に充てるため、特に利益を受ける者から分担金を徴収することができるよう、所要の改正を行うものでした。

委員からは、今まで工事分担金はなかったのかとの質疑があり、理事者からはこれまでは工事分担金はなかった。事業の拡大等により事業者から給水の追加依頼がある場合、依頼に対応するためだけに多額の工事費を市が負担するのは難しいが、一方で給水収益の増収というメリットもある。こうした場合に対応するため、特定の工事に対しては特に利益を受ける者から工事分担金を徴収できるように条例を整備するとの説明がありました。

また、委員からは、工事分担金の徴収は口径150ミリメートル以上の配水管の布設を伴う工事が対象だが、一般家庭の配水管は口径が小さいので対象外と

なるのかとの質疑があり、理事者からは事業者が対象となると思われるとの説明がありました。

また、委員からは、厚生労働省令を国土交通省令に改めるとあるが、所管が変更しただけなのかとの質疑があり、理事者からは水質については環境省が、水質以外のものについては社会資本整備や災害復旧にも知見を有している国土交通省が所管するという形に水道法が変わることから、水道法を引用している本条例の当該部分を改正するとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

---

議案第32号「市道路線の認定について」は、市道路線の認定を行うに当たり、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

委員からは、今回認定する中には10年以上前から利用されている道路もあるが何故今行うのかとの質疑があり、理事者からは市道認定は予算の関係上一括でできないため分割して2年に1度行っており、完成から長期間経過した道路のうち市道認定の基準に達しているものは今回で終わりであるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

---

議案第33号「松茂町ほか二町競艇事業組合と鳴門市との間におけるモーターボート競走施行に関する事務の受託に係る協議について」は、地方自治法第252条の14の規定により、モーターボート競走施行に関する事務の委託を松茂町ほか二町競艇事業組合から受けるために議会の議決を求めるものであります。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

---

以上が当委員会の審査概要であります。

御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。